二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部改正

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六三号。以下「改正法」という。）により、国又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が手数料を徴収する業務が追加されたことに伴い、新たな手数料の区分と額を定めることとした。（第七条の二、第一三条の二、第一四条の二、第一四条の三、第三二条第八項及び第九項並びに第三四条の二関係）

三　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正

改正法により、新たに機構の業務に追加されたもののうち、手数料を徴収しない業務を定めることとした。（第一条第三号、第八号、第一〇号、第一二号及び第一五号関係）

四　厚生労働省組織令の一部改正

改正法の施行に伴い、関係課の所掌事務を追加することとした。（第三八条第三号、第五一条第六号、第五二条第七号及び第五四条第二号関係）

五　この政令は、改正法の施行の日（令和二年九月一日）から施行することとした。ただし、一の4及び5の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二二九号）

（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が平成三一年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（第五七条の二第一項関係）

2　この政令は、令和二年八月一日から施行することとした。

◇令和三年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令（政令第二三〇号）

（財務省）

1　令和三年度予算に係る財政法第一七条各項に規定する歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の送付期限は、予算決算及び会計令（昭和二二年勅令第一六五号）第八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、令和二年九月三〇日とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定（条約第一二号）（外務省）

この協定は、投資の促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語を定義している。（第一条関係）

2　一方の締約国は、自国の関係法令に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等を規定している。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資財産の運営等に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えること等を規定している。（第三条関係）

4　一方の締約国は、投資財産の運営等に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して最恵国待遇を与えること等を規定している。（第四条関係）

5　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守すること等を規定している。（第五条関係）

6　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを規定している。（第六条関係）

7　いずれの締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資財産の運営等に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等を規定している。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表するよう努めること等を規定している。（第八条関係）

9　各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等を行う前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努めることを規定している。（第九条関係）

10　各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために努力を払うことを規定している。（第一〇条関係）

11　一方の締約国は、投資に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国等に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払うことを規定している。（第一一条関係）

12　いずれの締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等を規定している。（第一二条関係）

13　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等を規定している。（第一三条関係）

14　保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している。（第一四条関係）

15　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。（第一五条関係）

16　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等を規定している。（第一六条関係）

17　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等を規定している。（第一七条関係）

18　いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等をとることができること等を規定している。（第一八条関係）

19　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、国境を越える資本取引に係る義務等に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。（第一九条関係）

20　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。（第二〇条関係）

21　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。（第二一条関係）

22　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先することを規定している。（第二二条関係）

23　この協定の目的を達成するために設置する合同委員会について規定している。（第二三条関係）

24　両締約国は、一方の締約国が健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等を規定している。（第二四条関係）

25　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している。（第二五条関係）

26　両締約国は、投資の保護及び促進を更に強化するために、一方の締約国の要請があった場合には、この協定の見直しを行うことを規定している。（第二六条関係）

27　この協定の発効要件、有効期間等について規定している。（第二八条関係）